

第 3 3 号議案

八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年八王子市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章 (略) 第 2 章 設備及び運営に関する基準（第 4 条— 第 3 0 条 ） 第 3 章 雑則（ 第 3 1 条・第 3 2 条 ） 附則 (基本方針) 第 3 条 (略) 2・3 (略) 4 養護老人ホームは、 入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の 措置を講じなければならない。 5～7 (略) (施設長の責務等) 第 7 条 (略) 2 (略)	目次 第 1 章 (略) 第 2 章 設備及び運営に関する基準（第 4 条— 第 2 9 条 ） 第 3 章 雑則（ 第 3 0 条 ） 附則 (基本方針) 第 3 条 (略) 2・3 (略) 4 養護老人ホームは、 入所者への虐待の防止及び早期発見のため、職員に対する研修の実施その他の必要な 措置を講じなければならない。 5～7 (略) (施設長の責務等) 第 7 条 (略) 2 (略)

3 施設長は、当該養護老人ホームの職員に次条から第9条の2まで及び第15条から第30条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第9条 (略)

2 (略)

3 養護老人ホームは、職員の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。その際、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第9条の2 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 口養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(運営規程)

第15条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

3 施設長は、当該養護老人ホームの職員に次条、第9条、第15条から第24条まで及び第26条から第30条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第9条 (略)

2 (略)

3 養護老人ホームは、職員の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第15条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(7) (略)

(9) (略)

(処遇の方針)

第17条 (略)

2～5 (略)

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

(非常災害対策)

第28条 (略)

2 (略)

3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(虐待の防止)

第29条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第30条 (略)

(電磁的記録等)

第31条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、

(8) (略)

(処遇の方針)

第17条 (略)

2～5 (略)

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

(非常災害対策)

第28条 (略)

2 (略)

(記録の整備)

第29条 (略)

書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(委任)

第32条 (略)

(委任)

第30条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八王子市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第9条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第9条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは、「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(虐待の防止に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第15条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を

除く。）」とし、新条例第29条（第3号に係る部分を除く。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

